

令和4年4月吉日

お客様 各位

群馬県信用組合

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客様に対する
『融資条件変更手数料』免除について

当組合では、新型コロナウイルス感染拡大により、直接的、間接的な影響を受けられたお客様の相談にお応えするため、令和2年5月から融資条件変更手数料の免除を実施して参りましたが、令和4年4月以降も当面の間、継続いたします。

記

1、対象となる手数料

- ・法人及び個人事業主のお客様に対する事業性資金のお借入れに係る返済期間の変更及び返済額の軽減の条件変更手数料。
- ・個人のお客様の住宅ローン及び消費資金に係る返済期間の変更及び返済額の軽減の条件変更手数料。

以上